

四日市指定無形文化財「四日市萬古焼」の指定解除について

1. 最近の経緯

令和2年12月24日 四日市萬古焼伝統技術保存会会長清水洋（号 酔月）氏より解散届提出

令和3年1月13日 教育委員会定例会で報告の後、告示により指定解除

2. 指定が解除される文化財について

四日市市無形文化財「四日市萬古焼」

指定年月日 平成5年8月3日

指定内容 伝統的な萬古焼の技法である、ろくろ成形・押し型成形・手びねり成形・素地模様付け・上絵付けの技法

保持団体 四日市萬古焼伝統技術保存会

(伝統工芸士を構成員とする団体。解散届提出時の構成員13人)

3. 解除の理由

四日市市文化財保護条例第23条第7項の規定により、保持団体が解散した場合、保持団体の認定が解除となり、文化財の指定も解除される。

<四日市市文化財保護条例第23条第7項>

「保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示するものとする。」

4. 四日市萬古焼文化財指定にかかる今後の方針

経済産業省が認定する「伝統工芸士」であるかどうかにかかわらず、文化財の観点から優れているとみなされる技術について指定し、個人の技術保持者認定を進める。